

第9次富良野市交通安全計画（素案）の概要

計画期間

計画期間は、平成23年度から27年度までの5年間とする。

計画の基本理念

- 1 交通事故のない社会を目指して**
人命尊重の理念に基づき交通事故のない社会を目指す。
- 2 人優先の交通安全思想**
高齢者、子ども等に配慮し「人優先」の交通安全思想を基本とし施策を推進する。
- 3 施策推進に当たっての基本的な考え方**
第1部では計画期間内に達成すべき目標を設定し、第2部では冬季の交通安全の施策をあげ、第3部では実施計画の推進と情報の共有化を図っていく。
- 4 救助・救急活動及び被害者支援の充実**
交通事故が発生した場合の救助・救急活動被害者支援の一層の充実を図る。
- 5 参加・協働型の交通安全活動の推進**
市民の交通安全活動を積極的に促進するため仕組みづくり等を推進する。
- 6 効果的・効率的な対策の実施**
最大限の効果を挙げる対策に集中的に取り組む。
- 7 公共交通における一層の安全の確保**
公共交通の一層の安全を確保するため保安監査の充実強化を図る。

第1部 通年に係る陸上交通の安全

第1章 道路交通の安全

- 1 道路交通事故のない社会を目指して**
人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会を目指すべきである。
今後は事故そのものの減少をも考慮した積極的な取組が必要である。
行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が役割分担と連携強化を図り、また住民が交通安全の各種活動に計画、実行、評価において協働参画することが有効である。
さらに、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。
- 2 道路交通の安全についての目標**
 - (1) 道路交通事故の現状**
富良野市の交通事故の発生は、昭和44年に発生件数254件、負傷者440名、昭和45年に死者14名と最悪を記録したが、その後減少傾向に向かい昭和62年には発生件数60件、死者0、負傷者90名と約7

0%まで減少した。

しかしながら、傷者数と交通事故件数は昭和62年以降増減があるものの全体としては増加傾向にあり、平成13年と平成16年には交通事故件数が100件を越えた。死者数については平成元年、6年、13年が多くなっているが、それ以外の年は4名以下で推移している。

(2) 富良野市交通安全計画における目標

交通事故死者数をゼロとし、市民を交通事故の脅威から守ることが目標である。

このことは、24時間以内死者数のみならず、およそ道路交通事故に起因する死者数(30日以内死者数等)を同様にゼロにすることを意味している。

3 道路交通の安全についての対策

(1) 今後の道路交通安全対策を考える視点

従来交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる対策を推進する。

経済社会情勢や交通情勢等を踏まえ、対策の実施に当たっては、特に次のような視点を重視して対策の推進を図っていくべきである。

高齢者及び子どもの安全確保

- ・ 交通事故者のうち高齢者の占める割合が高いこと、今後も高齢化は進行するため、高齢者が安全で安心して外出できる交通社会の形成が必要である。
- ・ そのため、多様な高齢者の実像を踏まえたきめ細やかな総合的な交通安全対策を推進し、また、高齢者が歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目した対策を構築する必要がある。
- ・ 特に、後者は、今後、高齢運転者の増加が予想されることから、高齢者が事故を起こさないようにするための対策を強化することが緊急の課題である。
- ・ また、少子化の進展は、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、防犯とともに子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が求められ、通学路等において歩道等の歩行空間の整備を推進する必要がある。

歩行者及び自転車の安全確保

- ・ 交通事故のない安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子どもにとって身近な道路の安全性を高めることが重要である。
- ・ 人優先の考えの下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。
- ・ また、自転車は、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要がある。
- ・ 自転車の安全利用を促進するためには、自転車の走行空間の確保を進め、マナーの違反も多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要がある。

生活道路及び幹線道路における安全確保

- ・ 生活道路においては、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための対策等を推進するなど、総合的な対策を一層推進する必要がある。
- ・ 依然として交通事故の多い幹線道路における対策については、事故データ等により事故発生危険性の高い区間を明確にして、新たな対策の検討に活用するといった交通安全対策のマネジメントを推進し、交通安全対策の効果の更なる向上を図る必要がある。

(2) 講じようとする施策

道路交通環境の整備

これまで一定の成果を上げてきた車中心の対策に加え、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応し、子どもや高齢者等を事故から守る観点から、科学データを活用し住民参加のもと、安全・安心な歩行空間を人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。

- ・ 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・ 通学路等の歩道整備の推進
- ・ 子ども、高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
- ・ 外国人に対する交通安全教育の推進
- ・ 幹線道路における交通安全対策の推進
- ・ 交通安全対策のマネジメントの推進
- ・ 自転車利用環境の総合的整備
- ・ 災害に備えた道路交通環境の整備
- ・ 道路交通情報の充実

交通安全思想の普及徹底

幼児から成人に至るまで段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、高齢者自身の交通安全意識の向上を図る。また、活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れる。さらに、関係者が互いに連携をとりながら地域ぐるみの活動が推進されるよう促す。

- ・ 参加・体験・実践型の活動の推進
- ・ 高齢者に対する交通安全教育の推進
- ・ すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
- ・ 自転車の安全利用の推進
- ・ デイ・ライト運動の一層の浸透・定着
- ・ 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立
- ・ 居眠り運転の防止活動の推進
- ・ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ・ 住民の参加・協働の推進

安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努めるものとする。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努めるものとする。

- ・ 高齢運転者対策の充実

車両の安全性の確保

自動車の保守管理は、一義的には、自動車使用者の責任の下になされるべきであるが、自動車は、交通事故等により運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性を内包しているため、自動車検査により、各車両の安全性の確保を図るものとする。

- ・ 自動車点検整備の充実

道路交通秩序の維持

交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。

- ・ 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化等
- ・ 背後責任の追及
- ・ 自転車利用者に対する指導取締りの推進

損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進

北海道犯罪被害者等支援基本計画の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

- ・ 損害賠償の請求についての支援等
- ・ 交通事故被害者支援の充実強化

第2章 踏切道における交通の安全

1 踏切事故のない社会を目指して

踏切事故は、第7次交通安全計画期間には発生していないが、改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。

2 踏切道における交通の安全についての対策

それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進するものとする。

- 1 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 2 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

第2部 冬季に係る陸上交通の安全

1 冬季道路交通環境の整備

積雪寒冷地である当市における冬季交通は、路面や気象など交通環境が夏季とは大きく異なることから、今後も冬季交通の特性に対応した道路交通環境整備を図る。

- ・ 人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・ 幹線道路における冬季交通安全対策の推進
- ・ 効果的で重点的な事故対策の推進
- ・ 交通安全に寄与する冬季道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

交通環境が通常とは大きく異なり、悪条件が重なることから、冬季交通特有の技能と知識の習得が重要であり、心身の発達段階等に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。

- ・ 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・ 効果的な交通安全教育の推進

3 安全運転の確保

冬季特有の気象や路面における運転者の能力や資質の向上を図るため、冬季の交通環境に対応した運転者教育等の充実に努める。

- ・ 運転者教育等の充実
- ・ 道路交通に関する情報の充実

第3部 陸上交通の安全に関する実施計画の推進

1 富良野市交通安全実施計画の策定

陸上交通の安全に関する施策を推進するためには、市民の理解と協力が何よりも重要であることから、各種施策の項目、実施期間、計画概要、実施内容等を明らかにしながら富良野市交通安全実施計画を策定するものとする。

2 富良野市交通安全実施計画の推進

実施計画に基づく各項目の交通安全施策の推進にあたっては、関係機関・団体の協力のもと着実な推進を図るものとする。

具体的には、計画の基本理念である人優先の交通安全思想を基本として、安全かつ円滑な道路交通環境の整備などの対策に取り組むとともに、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、すべての市民が願う交通事故ゼロを目指して陸上交通の安全確保に努めるものとする。

3 陸上交通の安全に関する情報の共有化

公共交通機関において、ひとたび事故等が発生した場合には、乗客の安全確保や市民の足としての責務は当然のこと、経済活動に対しても極めて深刻な影響を与えることが懸念される。

このため、陸上交通の安全対策に向けて、国、道、市町村及び関係機関等がこれまで以上に連携強化を図るとともに、公共機関の事業者には、利用者の安全確保を第一に交通事故防止の取組の徹底を求めていくことが必要であり、重大事故等が発生した場合には、事故と再発防止に向けた取組を積極的に推進するものとする。

さらに、利用者である市民をはじめ関係者への適切な情報の提供により、これら事故等の再発の防止はもとより、交通安全に対する市民意識の高揚を図る。

- ・ 国、道、市町村の連携強化
- ・ 安全対策の状況等の報告
- ・ 市民への適切な情報の提供